

平成 22 年 8 月 11 日
都市魅力創造局

第 2 回大阪エンターテイメント都市構想推進検討会 開催結果概要

■日時： 平成 22 年 8 月 2 日（月） 19:00～21:00

■場所： エル・おおさか南館 10 階 南 101

■出席委員

橋爪 紳也（座長）	大阪府立大学 21 世紀科学研究機構 特別教授
大井 敬雅	大阪府 P T A 協議会 会長
勝見 博光	大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員
木村 慎作	大阪府 副知事
中 和博	大阪府町村長会 会長（能勢町長）
名倉 嘉史	大阪市ゆとりとみどり振興局 理事
吉田 功	堺市財政局 企画部長
塩入 栄（代理）	財団法人大阪観光コンベンション協会 常務理事
藤永 大助（代理）	社団法人日本旅行業協会関西支部 事務局長
吉田 豊（代理）	大阪商工会議所 地域振興部長

■内 容

カジノを含めた統合型リゾート構想に係る課題・影響について、美原 融 大阪商業大学アミューズメント産業研究所長をお招きし、犯罪・不正防止対策、青少年・地域環境に悪影響を及ぼさないための対応、ギャンブル依存症対策等について、海外事例等も踏まえてご講演いただき、その内容をもとに議論した。

■ 美原所長の講演概要

- まず、前提として、超党派議連で議論されているカジノは、全国どこにでもある施設ではない。施設数は当面全国で 2 ヶ所、社会的影響を検証しながら最大でも 10 ヶ所程度に限定される見込み。また、単純賭博施設ではなく、あくまでも統合型リゾート（IR）である。
- ①地域・施設数を限定した上で、しっかりとした構想を持ち、地域内の合意形成が図られた地域のみを指定・選定する（供給総量を限定）。②直接的・間接的に参入する企業、経営者、従業員等の適格性を厳格に審査する（参入を厳格に規制）。③カジノ施設の経営・運営に関して厳格な規制を設け、国の機関が常時監視し、不正行為を防止する（行為を厳格に規制・常時監視）。④運営のあらゆるデータも事後の定期・不定期の監査・検査の対象とする（事後監査・検査の徹底）。⑤違法行為は厳罰の対象とし、不正が割に合わない仕組みを構築する（違法行為は厳罰の対象）。これらが法案骨子となる予定。
- IR は、既存の公営ギャンブルのように特定の省庁だけで対応できるものではない。国、地方公共団体、民間事業者間で適切な役割分担が必要となる。統一的な施策や規制は国、IR の誘致主体は地方公共団体、IR の開発・運営は地方公共団体が公募選定した民間事業者という想定。
- 犯罪・不正防止、青少年・地域環境に悪影響を及ぼさないための対応については、海外において既に効果的な対処手法がある。カジノは物理的に閉鎖空間なので、厳格な制度・規制・監視といった海外の対応策を日本においても適用すれば防ぐことが可能。
- 賭博依存症については、個人の内面の問題であり、必ずしも効果的な対処手法はなく、海外でも対応は様々。多様な手法を組み合わせた社会的なセーフティーネットの構築について、我が国においても検討すべき。

- デメリットは限りなくコントロールできると考えている。8月5日の議連で、法案の会長私案が示される予定。

■ 意見交換

- 誘致主体となる地方自治体に求められる役割、収益配分など経営に関する裁量の有無、国に地域指定の提案を行う場合の都道府県と市町村の関係について
⇒自治体の役割は、地域政策（地域の観光施策に合致した基本構想）の策定、地域での合意形成、国への提案、地域指定後の民間事業者の公募と契約などが想定されるが、国と地方自治体との役割分担は完全には整理されていない。国に提案を行う地方自治体が都道府県か市町村かも含めてこれからの議論。ただ、基本は、できる限り地方自治体の裁量に委ねようという考え方。
- 地方自治体が国に意見をいう場の設定の有無について（地方自治体に過度な負担が押し付けられ、収益は国が持っていくことを懸念）
⇒今後、議連においても、地方自治体をはじめ、利害関係者から意見を聞く場が設けられる予定。
- カジノの法制化とパチンコ業界との関係について。
⇒パチンコは、風営法上の遊戯であり賭博ではない。カジノの法制化とパチンコを混同してはいけないとのスタンス。
- IRが成功する根拠について
⇒IRはコンベンション、MICE が中心で、ヨーロッパにはない新しい形態。今年オープンしたシンガポールのIRでは、予想に反して外国人観光客が7, 8割を占めている。機能が複合化されたIRには間違いなくニーズがある。
- カジノを外国人専用にするという議論について
⇒カジノを外国人専用にするのであれば、IRは成立しない。
- 今回のカジノ法制化の実現可能性について
⇒今回は、超党派議連が設立され、国においても検討対象となるなど、これまでとは状況が異なっており、その可能性は高くなってきているのではないか。
- IRの開発・運営への国内企業の参入の可能性について
⇒既に、海外のIRにも日本製の機械が使われている。
- 法制化の想定時期について
⇒おそらく、来年の通常国会に法案が提出されるのではないか。今からIR立地について検討する価値はある。

■ まとめ（橋爪座長）

本日の検討会で、①近々に、超党派議連で検討されている法案（会長私案）が示され、国としての議論を喚起しようという状況にあること、②その議論は来年の国会までの間に広がるであろうこと③それに応じて、地方自治体の考え方問われる場があると考えられることから、それに向けて大阪でも様々な議論を喚起すべきということが情報共有できた。

特に、国内で最初に立地されるのは2箇所という状況の中で、地方自治体には、統合的な、高規格な、健全なエンターテインメントコンプレックスを検討することが要請される。大阪としても検討を進めていくことが必要。

※ 次回は9月上・中旬頃に、主にIR導入に伴う経済効果等について議論する予定。